

平成26年度母体救命対応総合周産期母子医療センター の指定（継続）について

平成25年度、母体救命対応総合周産期母子医療センターに指定されている下記の4施設につきまして、平成26年度も継続して母体救命対応総合周産期母子医療センターに指定します。

【平成26年度母体救命対応総合周産期母子医療センター（4施設）】

昭和大学病院（品川区旗の台1-5-8）

日本赤十字社医療センター（渋谷区広尾4-1-22）

日本大学医学部附属板橋病院（板橋区大谷口上町30-1）

都立多摩総合・小児総合医療センター（府中市武蔵台2-8-29）

母体救命対応総合周産期母子医療センターの機能

- 搬送受入は原則として毎日の当番制とし、母体救命搬送システムの対象患者の受入の要請があった場合は、当該日の当番のセンターが必ず受け入れ、診療する。
- 母体救命処置の際に対応可能な産婦人科医師及び小児科医師（新生児を担当する者）を常時確保する。また、麻酔科、神経内科、脳神経外科、循環器科、心臓血管外科、外科等母体救命処置に必要な医師の当直又はオンコール体制を確保する。
- 患者の受入れが可能なNICU病床及びM-FICU病床に相当する病床を確保する。
- 院内の総合周産期センターと救命救急センターとの緊密な連携体制を確保するとともに、センターの診療上の要請に対し、院内各診療科及び院内諸部門の協力体制を確保し、適切な医療が行われるよう配慮する。